

# 法定外福利厚生

規程細則一部改訂 (2021年1月1日改訂)

## 慶弔規程



### 第二章 祝い金 → 申請は事前申請とする

結婚祝金・祝儀祝電等・出産祝金・就学祝金・長寿祝金

第10条 (実子(2親等内の者)が就学した場合に、就学祝金を支給する。申請にあたっては年度末2月15日までの事前申請としその支給は5月臨時報酬支給時とする。ただし、やむを得ない場合は3月31日までの申請とする。

### 第三章 傷病見舞金 → 事後120日以内の申請

第12条 (業務上の場合)  
業務上の負傷により療養のため7日以上勤務不能により休養する場合  
第13条 (私傷病の場合)  
勤続3年6ヶ月以上の職員が私傷病により28日以上勤務不能の場合

### 第四章 災害見舞金 → 事後120日以内の申請

第14条 天災その他災害により、住居に損害を被ったとき

### 第五章 死亡弔慰金 → 事後120日以内の申請

第16条 (本人の場合の弔慰金)  
葬儀に際して支給する生花一对については、20,000(税別)以内の供花を支給する。  
第17条 (家族の場合の弔慰金)  
職員の配偶者、子、父母が死亡した場合は、次の区分で弔慰金を香典として支給する。ただし正職員以外の職員については、( )の適用とする。  
(1) 配偶者 10,000円 (5,000円)  
(2) 1親等 5,000円 (5,000円)  
(3) 2親等 3,000円  
基本、葬儀に際して花輪もしくは生花は供しない。  
第18条 (弔電)  
弔電については、原則、全職員2親等までを対象とし、その額を3,000円(税別)以内とする。  
第19条 (範囲外決裁)  
規程の範囲を逸脱または金額超過などを必要とする場合は統括会計責任者の決裁とする。



## クラウドファンディング

### 人ざい育成プロジェクト

地域福祉・地域医療の  
継続と地域活性化を目指して!!

『地域将来人ざいとして  
留学生育成』をおこなう  
為のクラウドファン  
ディングを始めました



プロジェクトページ



総務課  
問い合わせ  
西海市大島町 1876-59  
0959-34-2288

※(適用範囲) 第二章・祝金 第三章・傷病見舞金 第四章・災害見舞金 第五章・死亡弔慰金  
1. 正規職員について適用する。  
2. 契約職員・嘱託職員・非常勤職員については、第四章・第五章のみの適用とする。